

農用地利用配分計画

(市町名: 東近江市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	農事組合法人 来夢 きぬがさ	滋賀県東近江市	きぬがさ町2003	田	1711	賃借権	水田	令和4年6月25日	令和8年12月31日	500	毎年11月15日に指 定口座から徴収
2	小島 進也	滋賀県東近江市	高木町八木2059	田	2933	使用貸借権	水田	令和4年6月25日	令和14年12月31日	—	
3	小島 進也	滋賀県東近江市	高木町八木2114	田	2985	使用貸借権	水田	令和4年6月25日	令和14年12月31日	—	
4	小島 進也	滋賀県東近江市	高木町平尻2018	田	2990	使用貸借権	水田	令和4年6月25日	令和14年12月31日	—	

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき

農用地利用配分計画

(市町名: 近江八幡市)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	岡地 繁和	滋賀県近江八幡市	馬淵町2950	田	729	賃借権	水田	令和4年6月25日	令和14年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
2	隅田 吉宏	滋賀県近江八幡市	北之庄町1700	田	4234	賃借権	水田	令和4年6月25日	令和14年12月31日	8,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
3	松瀬 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	新巻町436	田	1033	賃借権	水田	令和4年6月25日	令和14年12月31日	4,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
4	松瀬 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	新巻町473	田	1199	賃借権	水田	令和4年6月25日	令和14年12月31日	4,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
5	松瀬 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	新巻町474	田	3000	賃借権	水田	令和4年6月25日	令和14年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
6	松瀬 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	新巻町475	田	3000	賃借権	水田	令和4年6月25日	令和14年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
7	松瀬 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	新巻町476	田	904	賃借権	水田	令和4年6月25日	令和14年12月31日	4,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
8	松瀬 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	新巻町497	田	299	賃借権	水田	令和4年6月25日	令和14年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収
9	松瀬 武夫	滋賀県蒲生郡竜王町	新巻町498	田	3005	賃借権	水田	令和4年6月25日	令和14年12月31日	9,000	毎年11月15日に指定口座から徴収

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき

農用地利用配分計画

(市町名: 日野町)

番号	賃借権の設定等を受ける者		左の者が賃借権の設定等を受ける土地			設定する権利					
	氏名または名称	住所	所在	地目	面積(m ²)	種類	内容	始期	終期	借賃(円) (10aあたり)	支払方法
1	植田 榮藏	滋賀県蒲生郡日野町	大字西明寺草木谷1387	田	1277	賃借権	水田	令和4年6月25日	令和14年12月31日	60kg/10a	物納
2	植田 榮藏	滋賀県蒲生郡日野町	大字西明寺草木谷1392	田	1839	賃借権	水田	令和4年6月25日	令和14年12月31日	60kg/10a	物納

※公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「法」という。)第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、同項に規定する農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除をすることができる。

- 1 当該農用地等を適正に利用していないと認めるとき
- 2 正当な理由がなくて法第21条第1項の規定による報告をしないとき
- 3 農地法(昭和27年法律第229号)第6条の2第2項第2号の規定による通知を受けたとき